

平成29年11月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

11月度の全体の相談受付件数は計122件で、前月度と比較すると23件減、対前年同月比では3件減(新車関係1件増、中古車関係7件減)となっています。

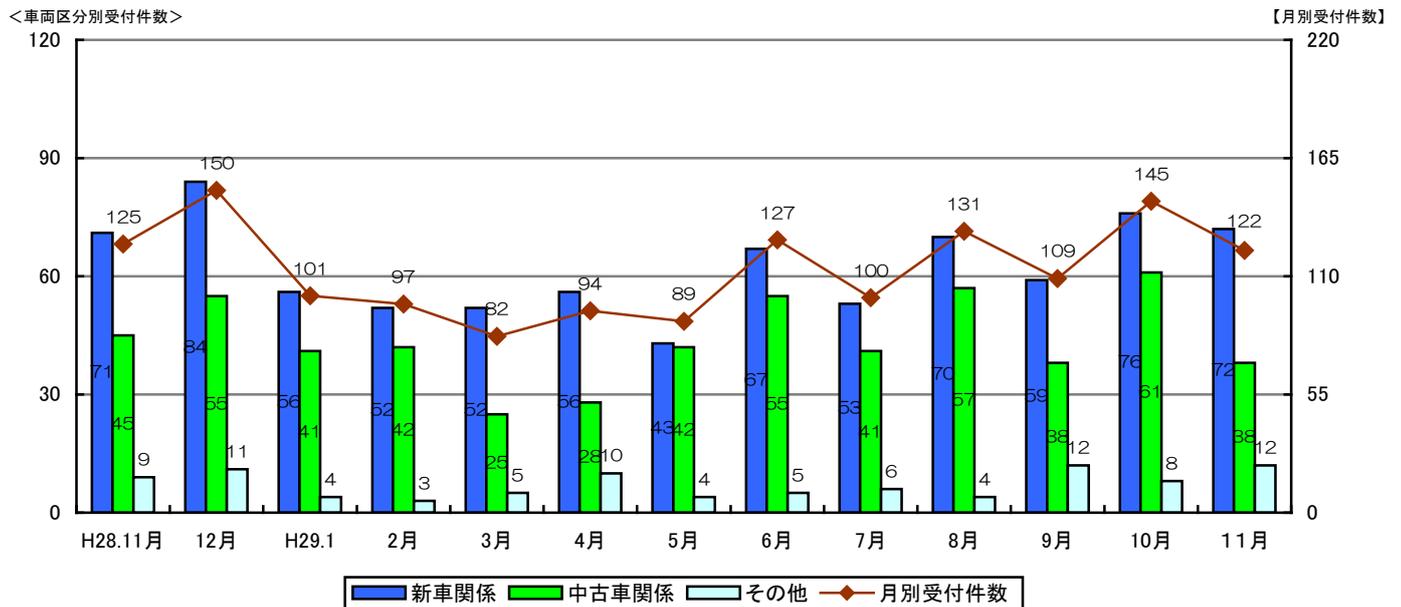
相談者の内訳では、「広告代理店」からの問い合わせが全体の44%、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約59%(32件)を占めており、メーカー系ディーラーからの問い合わせと合わせると、全体の約47%(57件)を占めています。

【相談者の内訳・平成29年11月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	72	38	12	122
広告代理店	31	17	6	54
メーカー系ディーラー	22	3	0	25
自動車関係団体	6	8	3	17
中古車専門店	0	7	1	8
中古車情報誌社	1	3	1	5
メーカー	8	0	1	9
新聞社	2	0	0	2
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	0	0	2

広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	10
メーカー系ディーラー	32
中古車専門店	12
その他	0

【相談受付件数の推移・平成28年11月～平成29年11月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが全体の約37%、『特定事項の表示』に関する問い合わせが約30%を占めており、両項目で表示に関する問い合わせの約67%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	57	79.2%	その他	2	2.8%
景品関係	13	18.1%	合計	72	100%

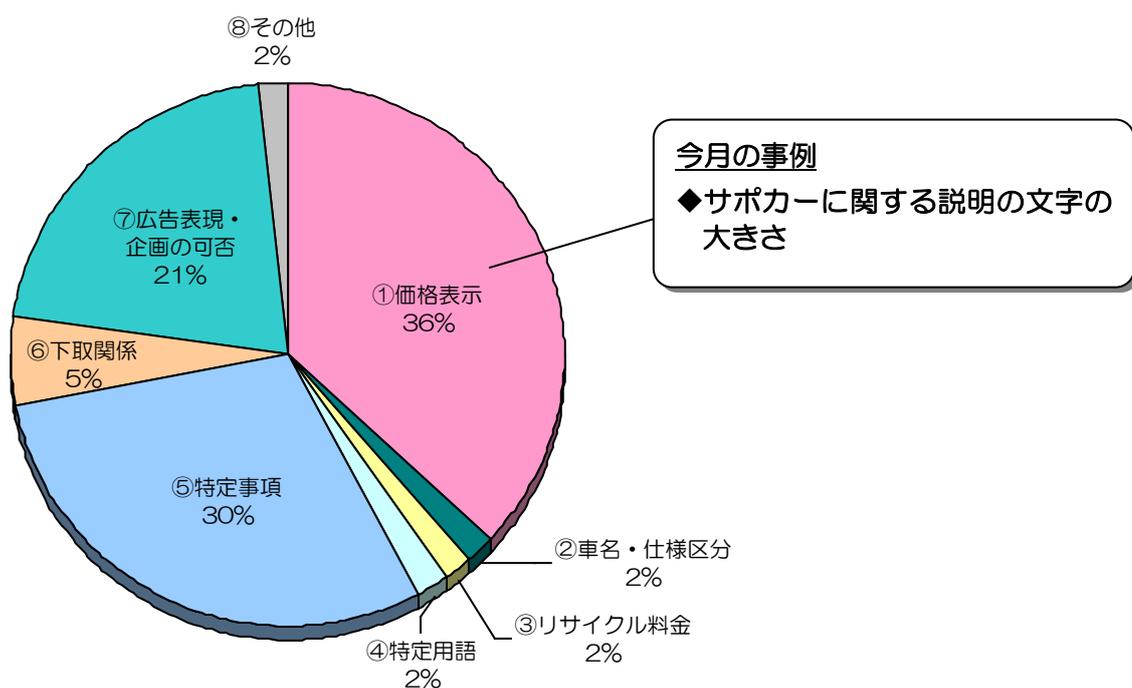
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	21	36.8%	⑤特定事項	17	29.8%
表示方法	5	8.8%	燃費	3	5.3%
付属品・特別仕様	2	3.5%	安全・環境	11	19.3%
値引表示	1	1.8%	特別仕様・限定	3	5.3%
支払総額	3	5.3%	⑥下取関係	3	5.3%
割賦・リース	9	15.8%	⑦広告表現・企画の可否	12	21.1%
その他	1	1.8%	広告表現の可否	7	12.3%
②車名・仕様区分	1	1.8%	企画の可否	2	3.5%
③リサイクル料金	1	1.8%	抽象的な問い合わせ	3	5.3%
④特定用語	1	1.8%	⑧その他	1	1.8%
最上級	1	1.8%	合計	57	95%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	2	15.4%	オープン懸賞	2	15.4%
一般懸賞（抽選等）	5	38.5%	その他（期間延長等）	4	30.8%
			合計	13	100%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔サポカーに関する説明の文字の大きさ〕

Q. チラシ広告で、「サポカーS（ワイド）」について表示しようと考えています。運転支援機能については「[ASV技術の表示に関する規約運用の考え方](#)」に基づき、文字の大きさ等に気を付けて表示しますが、サポカーに関する説明※については、スペースの関係から、小さい文字で表示しても問題ないでしょうか。

※名称（セーフティ・サポートカーS（ワイド）、サポカーS（ワイド）のコンセプト、「安全運転を支援する装置は、万能ではなく、作動には一定の条件がある（作動しない場合がある）ので、装置を過信せず、安全運転を心掛けて頂きたい」旨

A. 政府から示された「[サポカー及びサポカーSの愛称及びキャンペーンロゴ使用上のお願い](#)」では、サポカー又はサポカーSの愛称やキャンペーンロゴを使用する場合は、『サポカーやサポカーSのコンセプトや留意点を正確に説明・表示するとともに、自動車公正競争規約の趣旨を踏まえ、適正な表示を行うこと』とされています。また、安全運転サポート車は、普及啓発を始めて間もないことから、多くの方々にその趣旨等を十分伝えていく必要があります。したがって、サポカーに関する説明についても、運転支援機能の説明と同様の考え方で明瞭に表示するようにして下さい。

詳細は「[『安全運転サポート車』の表示を行う際の留意点](#)」をご覧ください。

●スペースの関係でサポカーに関する説明を最低限表示し、詳細はホームページ等に誘導している表示例

**当社のクルマはサポカーS（ワイド）に適合！
ドライバーをサポートするための装置を標準装備！**


スクーレットG


ヒラカワS


コートリX

安全運転サポート車の「セーフティ・サポートカーS（ワイド）」に標準装備で適合

安全運転サポート車は、政府が高齢運転者の事故防止対策の一環として普及啓発しているもので、サポカーS（ワイド）は、自動ブレーキ（衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者））とペダル踏み間違い時加速抑制装置、車線逸脱警報、先進ライトなどの装置を搭載しています。


[＜サポカーの詳細はこちら＞](#)

※衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）は、●●km/h以下で前方の車両や障害物、歩行者と衝突する可能性がある場合に作動し、自動的に停止又は減速することにより衝突回避・被害軽減を図ります。身長●●cm未満の歩行者や小型の障害物には反応しません。ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、前方約●m以内に障害物等があることをカメラが検知している場合、車線逸脱警報は、約●●km/h以上で走行中、カメラが車線を検知している場合、先進ライト（自動切換型前照灯）は、●●km/h以上で走行している場合に作動します。

※これらの運転支援機能は、天候状況（雨・雪・霧など）、道路状況（急カーブ・車線幅が極端に広い/狭い・車線の白線（黄線）が見えにくいなど）などの条件によっては適切に作動しない場合があります。装置の機能を過信せず、安全運転を心掛けていただきますようお願いいたします。詳細は、Web又は店頭でご確認下さい。

●掲載スペース等に制限があり、サポカーに関する十分な説明を記載することが困難な媒体においては、「それらの媒体から誘導されるホームページやパンフレット等において当該説明を表示することを前提に、省略することが可能である」との考え方が経済産業省より示されています。詳細は、「[サポカー及びサポカーSの愛称及びキャンペーンロゴの使用上のお願い（経産省HP）](#)」をご参照下さい。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが全体の約27%、『必要表示事項』に関する問い合わせが20%を占め、表示に関する問い合わせの約47%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	30	78.9%	その他	5	13.2%
景品関係	3	7.9%	合計	38	100%

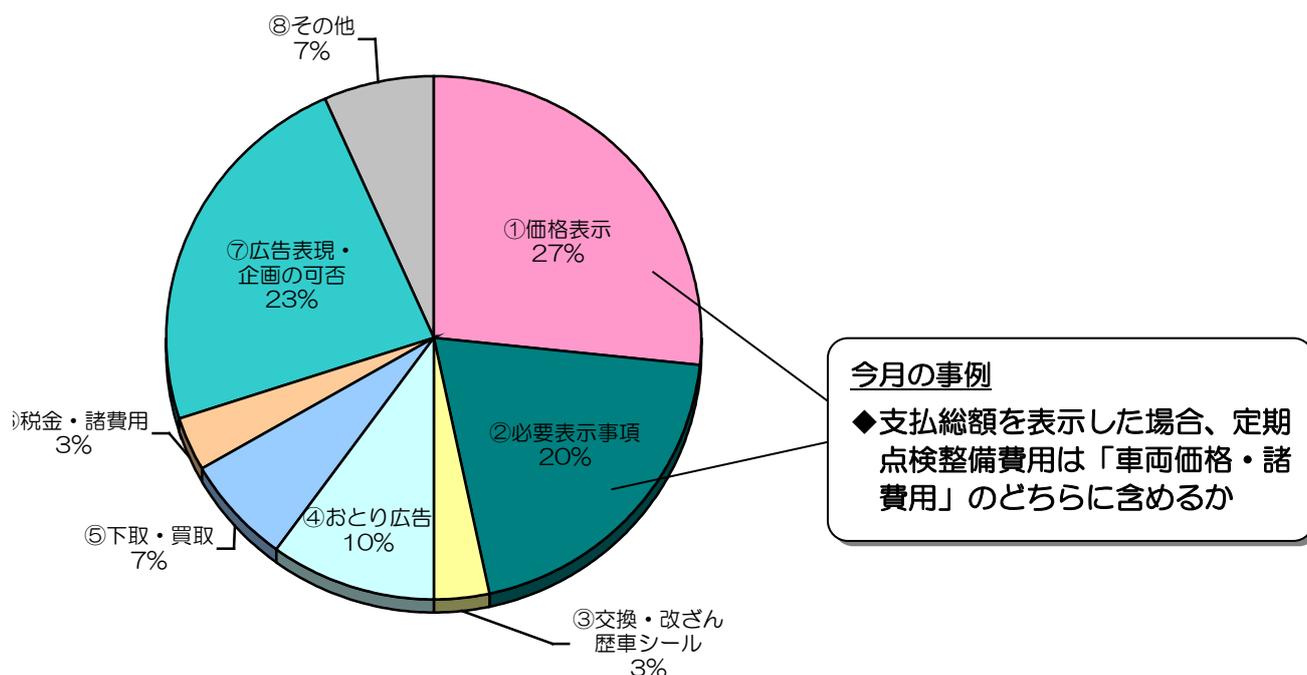
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	8	26.7%	④おとり広告	3	10.0%
表示方法	2	6.7%	⑤下取・買取	2	6.7%
支払総額	4	13.3%	⑥税金・諸費用	1	3.3%
割賦・リース	2	6.7%	税金	1	3.3%
②必要表示事項	6	20.0%	⑦広告表現・企画の可否	7	23.3%
車検証の有効期限	1	3.3%	広告表現の可否	4	13.3%
保証の有無	1	3.3%	企画の可否	1	3.3%
定期点検整備実施の有無	3	10.0%	抽象的な問合せ	2	6.7%
必要表示事項全般	1	3.3%	⑧その他	2	6.7%
③交換・改ざん歴車シール	1	3.3%	合計	30	100%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	1	33.3%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	0	0.0%	その他	2	66.7%
			合計	3	100%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔支払総額を表示した場合、定期点検整備費用は「車両価格・諸費用」のどちらに含めるか〕

Q. 当店では、基本、定期点検整備を実施する前提で販売をしていますが、お客様が選択できるようにしていることから、定期点検整備実施について、『整納別（販売価格に整備費用は含まれていません。別途整備費用3万円）』と表示しています。今回、全車、支払総額を表示することにしたのですが、支払総額を表示した上で、「定期点検整備あり（納車時）」と表示した場合、その整備費用は、「現金価格（車両価格）・諸費用」のどちらに含めたらよいのでしょうか。

A. 支払総額は、購入時に必要な全ての費用を含めた価格であることから、「定期点検整備あり」と表示した場合、表示した支払総額にはその費用が含まれ、必ず定期点検整備を実施することとなりますので、『定期点検整備を必ず実施する（定期点検整備の実施が販売条件である）』と申し出ていることとなります。

したがって、以下の理由により、当該整備費用は「車両価格（現金販売価格）」に含めて表示する必要があります。

●有償商品の購入や役務の実施を購入条件としている場合に、その費用を「車両価格（現金販売価格）」に含めて表示する理由

公正競争規約では、車両価格（現金販売価格）は、「店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格」と定められています。この車両価格には、保険料、消費税を除く税金、登録等に伴う費用を除いた、車両の引き渡しに必要な全ての費用が含まれている必要があります。

したがって、有償の商品の購入や役務の実施（今回のケースでは定期点検整備の実施）を、中古車を販売する条件としている場合は、それらの費用は車両の引き渡しに必要な費用であることから、車両価格に含めて表示する必要があります。

なお、定期点検整備の有無及び整備費用については、以下の表に基づき表示して下さい。

<販売方法と定期点検整備費用の扱い、表示方法についての一覧表>

販売方法等	定期点検整備費用の扱い	整備実施状況の表示
1) 展示時点までに整備を実施	現金価格に <u>含めて</u> 表示	・「定期点検整備あり(済)」
2) 納車時までに整備を実施		
①整備を実施しなければ販売しない場合 〔保証付販売の場合で、整備の実施が保証を付ける条件である場合も含む〕	現金価格に <u>含めて</u> 表示	・「定期点検整備あり(納車時)」 ・「整備費用が価格に含まれている旨」
②定期点検整備の実施は購入者の選択に任せる場合	販売価格に <u>含めないで表示することも可能</u> (上記①のように現金価格に含めて表示することも可能)	・「定期点検整備あり(納車時)」 ・「整備費用が価格に含まれていない旨及び「整備費用の額」